

総学庶第662号 昭和49年5月20日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

(写送付先：科学技術庁、環境庁両長官、文部、厚生および
通商産業各大臣、原子力委員会委員長)

環境放射能調査・評価体制のあり方について（勧告）

標記のことについて、本会議第65回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

去る1月、国会において事実が明らかにされ、じらい国民の重大な関心の的となった日本分析科学研究所の問題は、かねてから放射線影響問題について深い関心を払い、しばしばその件につき勧告をくり返してきた日本学術会議としては極めて遺憾な事件であり、これに対し今直ちに少なくとも次の諸点が正しく処理されることを強く要望するものである。

- (1) 国民の安全を守り、環境を保全するための環境放射能の調査・評価体制を早急に確立すること、そのためには政府は、その基本となる「放射線影響研究の推進についての勧告」、環境放射能研究所、放射線障害基礎研究所の新設及び大学における関連講座等の増強、(第51回総会—1968年)」を直ちに実施すべきである。
 - (2) 上記環境放射能の調査・評価体制については、国民の信頼を確保し得るような手順をふみ従来の経緯をかえりみて再び過ちをくり返さぬようつとめるべきであり、単にその形式的発足を急ぐべきでない。なお、その体制のあり方については、少なくとも次の諸点が保証されねばならない。
 - (1) 国民の安全を守るためにには、公開の原則がきびしく守られる必要がある。このために政府は、データ及び資料の公開を保証する措置を早急に検討して国民に提示すること。
 - (2) 行政従属におち入ることのないよう関係各機関の自主性を尊重し、公正・中立性を確保すること。
 - (3) 関係する機関の要員の民主的諸権利並びに十分な待遇を保証すること。
 - (4) 関係する機関の定員並びに必要な予算を確保すること。
 - (3) 環境放射能の調査については、目的を明らかにし、その目的にそうため周到な設計、サンプリング、分析・評価が一貫して行われなければならない。
- 上記の諸課題を正しく遂行するためには、広く科学者、技術者の意見を聞くべきであり、日本学術会議としても関係科学者の衆知を集めて建設的に協力する用意がある。